

【書評】

田中拓道 [編]、法政大学出版局、2016年刊 『承認——社会哲学と社会政策の対話』を読む

東京大学 小 玉 重 夫
埼玉大学 福 島 賢 二
東京電機大学 山 本 宏 樹
一橋大学大学院博士後期課程 原 田 玄 機
一橋大学大学院博士後期課程 横 山 陸

〈解説〉

一橋大学大学院社会学研究科にて2012年4月から3年間にわたって行われた先端課題研究「社会科学の承認論的転回——社会哲学・社会政策の新動向とその射程」の成果をもとにした著作『承認——社会哲学と社会政策の対話』（田中拓道 [編]、法政大学出版局）が昨年3月に刊行された。

〈教育と社会〉研究会の今期編集委員会では、本書に神代健彦、中澤篤史、山田哲也、湯川やよい4会員の論考が集録されていること、そして、その内容が「〈教育と社会〉の連環」の探究を設立の旨意とする本研究会にとって重要であることに鑑み、本年3月に合評会を開催して著者のうち3名との意見交換を行った。合評会では多数の会員の参加のもとで活発な議論が交わされた。

有益な議論をさらに発展させるため、本誌では、合評会でコメンテーターを務めた3人の会員を含む5名の執筆者にあらためて章単位の論文評・総評をご寄稿いただいた。担当については以下のとおりである。

総評

(小玉重夫)

山田哲也 [著] 「第6章 学校教育と承認をめぐる問題」

(山本宏樹)

神代健彦 [著] 「第7章 教育学の承認論的転回？—あるいは、アナクロニズムの甘受について」

(福島賢二)

中澤篤史 [著] 「第8章 障害者政策における承認—当事者主義の台頭と障害肯定論の広がり」を踏まえて」

(原田玄機)

湯川やよい [著] 「第12章 承認の臨界を考える—あるペドファイル (小児性愛者) 男性の語りから」

(横山 陸)

総 評

東京大学 小 玉 重 夫

本書は、「承認」概念をキーワードとして、社会政策の新しいパラダイムを構想した共同研究の成果である。一橋大学大学院社会学研究科での、教員と大学院生が中心となったプロジェクト型の講義がもとになっている。

「承認」というテーマが社会科学上の焦点となったのは、ナンシー・フレイザー、ジュディス・バトラー、アクセル・ホネットらの間で1990年代の末以降展開された「再分配と承認」をめぐる論争であった。アイデンティティや属性が「無知のベール」によって隠されていることを前提として財の公正な再配分を構想するロールズ流のリベラリズムに対して、多文化主義や共同体主義の側から強烈な批判が展開され、1990年代の思想、社会科学の一大論争を巻き起こしてきた。そうした論争を受けて、社会政策における財の再配分とアイデンティティの承認との関係をいかにとらえるかが、社会科学上の焦点となり、「再分配と承認」をめぐる論争が展開されたのである。

この論争は、1990年代以降の社会改革において一大テーマとなった福祉国家の問い直し、あるいは福祉国家の規範理論の再構築といった論点とも密接に絡むものであった。特に、教育政策においては、そこで育成される市民像のあり方や、そのためのカリキュラムのあり方が、制度改革と教育実践の双方を含む形で問題となっていた(小玉重夫「教育の公共性に関連づけて」日本教育行政学会『日本教育行政学会年報・28』2002.10.pp.202-207)。

その意味で、「再分配と承認」をめぐる問題は、教育学が社会科学において占める位置の重要性を著しく増大させるものであったといえることができるのではないかと。ロールズ正義論の教育学における位置づけが再審に付され、また、学校選択制やカリキュラムの規制緩和といった新自由主義的な

改革に対するスタンスが1990年代後半以降の教育学において一つの大きな論点となったことも、このことと無関係ではない。さらにいえば、本書でも言及されているが、『教育学年報』や『近代教育フォーラム』に結集していった1990年代のポスト戦後教育学を志向する流れも、かかる動向ときわめて近いところで展開されたものであった。

本書は、まさに以上で述べたような、福祉国家の規範理論を承認論の視点から問い直す共同作業の一環に、教育学が分かちがたく組み込まれていることを示すものとなっている。不登校やLGBT、インクルーシブ教育などといった今日的な論点と密接に切り結ぶ議論が、そこでは取り上げられている。

具体的には、山田哲也論文では不登校問題やフリースクール問題を包摂と排除をめぐる問題圏のなかに位置づけつつ、それを学校教育と承認をめぐる問題という視点から論じる。神代健彦論文では、戦後教育学の代表的論者とされてきた勝田守一をポスト戦後教育学のコンテクストに位置づけ直し、あえていえば、教育学の承認論的転回のアナクロニズム的な読みを提示しようとする。中澤篤史論文は、近年再浮上しているインクルーシブ教育における当事者主義の台頭を、承認論の土俵にのせ、その今日的な位相を解明しようとしている。湯川やよい論文は、小児性愛者の語りを通して、マイノリティの生きづらさに焦点をあて、承認論の臨界に迫ろうとする。

以上のような諸論稿が他の社会科学の論稿のなかに位置づけられることによって、教育学が社会科学の不可欠な一翼を担っていることが可視化されている。これは本書の特徴であり、また、一橋大学大学院社会学研究科であればこそなした共同作業であったといえることができるだろう。

山田哲也著

「学校教育と承認をめぐる問題」

東京電機大学 山本宏樹

1、本章の概要

「承認論の視座を手がかりに、今日の学校教育が直面する問題と今後の学校が果たすべき役割について見取り図を描き出すこと」、それが本書第6章「学校教育と承認をめぐる問題」の課題である。

A.ホネットの「愛・法・連帯（業績）」の承認モデルに即して言うならば、学校教育はこれまで長きにわたって「法が定める教育機会の平等の具現化」、「業績主義＝能力主義に基づく承認を支える制度的役割」、そして「教師と生徒の絆、あるいは生徒同士の絆が生み出す学校内のコミュニティ」による相互承認のための「唯一で最善のシステム」として存立してきた。だが著者は近年そうした状況が大きく変貌しているという。

日本社会の情報社会化や市場化の進展のなかで、1990年代以降、業績原理は近代型能力主義から「近代型＋ポスト近代型能力主義」へと変貌し、それに呼応するかたちで学校が提供すべき学力の内容も「生きる力」に代表される新学力観へと変化している。ペアレントクラシー化の進展や家族の貧困化・多様化を背景とする家族的ケアの不十分化に応じて、学校教育制度の主要な倫理原則であった「社会的属性を捨象することによる平等な処遇」も問い直され、これまで家族が担ってきた養育機能の一端を学校で制度的に保障しようとする動きが高まっている。さらには登校拒否・不登校の子どもや無戸籍状態にある子どもに対する権利保障の取り組みを通じて法的承認の境界設定もまた問い直しのさなかにある。

だが、そうした「学校教育の再編」の趨勢は必ずしも承認の不在に苦しむ子どもにとって救済的ではない。著者はその理由のひとつとして、社会的承認を得られない子どもや若者の存在が不可視化されており、それに対するデモなどの社会的連

帯もまた政治的討議を通じて制度保障へと具現化していく回路を奪われている点を挙げる。

著者が子ども・若者の承認の毀損に抗する方法として挙げるのは以下の4点である。第1に「愛・法・連帯」各領域の承認を基礎に形成される「自己信頼・自己尊重・自己評価」を子どもが獲得できるような多面的支援を行うこと。著者はそのためには学校側が学校外の学びの場や居場所の取り組みに学び、それらと連携していくことが必要だとする。第2に毀損された承認を回復する新しい制度の在り方を構想すること。著者はそのためにはセーフティネットとアクティベーションの「二枚の布団」を用意する本田由紀(2014)の構想が参考になると指摘する。第3に承認の毀損に対して人びとが抱く道徳的不正の感覚を基盤として社会的な異議申し立てを組織化し、法と制度をめぐる政治的な意思決定に影響を与えていく展望を開くこと。そのための方法のひとつとして著者が期待するのは学校での政治教育である。第4に今日の社会を支配しつつある新しい業績・能力主義を統御する策を構想すること。そのためには第1の論点と同様、学校外の学びの場や居場所の取り組みに学ぶことが必要だという。

本章では、最後に日本社会における「承認をめぐる闘争」の具体的事例として当時教育界で争点となっていた教育機会確保法案が分析の俎上に載せられる。本法案は「義務教育段階に相当する普通教育を十分に受けていない者に対して、現在の学校教育とは異なるやり方で多様な教育機会を提供することを目的として構想されたもの」であり、「既存の学校教育制度の枠組みでは十分に承認されない子ども・若者の存在を明るみに出し、教育機会の多様化と機会均等の実質化を通じて法的な次元でかれらの存在を認めようという試み」として位置づけられる。

だが、著者はそこに「可能性と危険性の両面」を見て、今後検討されるべき論点として次の3点を挙げている。すなわち、第1に「学校外の学びの場」の位置づけのみを議論するのではなく、学校自身が学校以外の学びの場で蓄積された実践に学んでその在り方を変えていくこと。第2に「選択の物語」を声高に主張できる資源をもつ人々だけでなく福祉関係者や反貧困運動に関与する人びとが教育機会確保法案をめぐる議論に参入すること。第3に「選択肢の拡充」だけに目を向けることなく「相互承認のコミュニティ」を形成する視点を持つことである。

2、本章の論点

承認という概念は、後述の神代論文で指摘されているとおり教育学において特別な地位を占める規範的概念であり、「愛・法・連帯」の承認モデルは象徴資本を扱う点で類似するP.ブルデューの社会理論に比べてシンプルで使い勝手がよくもある。本章はこの強力な分析概念を用いて日本の公教育をめぐる現状を的確に整理するとともに、それを足場にして現在進行形の教育改革動向へと果敢に切り込んだ約3万字の意欲作である。

本章冒頭に掲げられた「学校教育の直面する問題と今後の役割についての見取り図の提示」という目的は、上記のとおり十分に果たされていると思われるので、以下では評者が興味を引かれた細部の検討をもって今後の発展的議論に供することとしたい。

第1に、ホネットの社会理論を用いて「日本社会における学校教育の再編問題」について検討する際には、日本という固有の歴史的な文脈をもつ一特殊社会における近代化装置の脱近代化現象という「西洋近代」からの二重の隔たりをどのように処理するかが論点になるように思われる。つまり「愛・法・連帯」各次元の承認における日本の特質とその今日的な原理変容について仔細に検討することが本章の目的をよりよく達成することにつながるのではないだろうか。

たとえば、本章では業績原理についてハイパー

メリトクラシー化やペアレントクラシー化という形での原理的変容が挙げられているが、そこには西欧のそれと異なる日本の特質があるのではないか。また業績原理の変容に対応するような法や愛の原理的変容は存在しないのだろうか。権力者の思惑次第で如何様にも解釈可能な憲法を戴き、明文化された法律よりも「空気」という名の別種の「法」に従うこの国における法的承認の様態やその社会的機能は、西洋近代のそれと異なる日本の特質を有しており、「学校に行かない子ども」に対する権利擁護の機運の高まりひとつをとっても、そこには西洋近代的な人権意識の深化に還元できない日本の承認のありようが刻印されているのではないか。これらの論点を検討することで学校の果たすべき今後の役割もまたより精確に特定することが可能であるように思われた。

第2に、本章では、近年における日本の学校教育の再編の特徴の一つとして、教育実践・教育政策におけるケアの主題化が挙げられている。たしかに1990年代以降、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの制度的導入、カウンセリングマインドをもった教師の養成、臨床教育学の隆盛など、「愛の承認」を追求するかたちでの学校教育の再編事例は枚挙に暇がない。だが2000年代以降の学校現場では、そうした動向とせめぎ合うかたちで、個々の生徒の権利論的平等を前提として逸脱業績に応じた無裁量かつ段階的な処遇を旨とするゼロトレランス（プログレッシブ・ディシプリン）、あるいは学校における規律の明示と遵守を追求するスクールスタンダード等の法原理・業績原理の主題化もまた生起していたはずである。さらにいえば、著者自身が論じているとおり、不登校をめぐる公的言説は2000年代以降においてケア的・権利論的言説から業績主義的なそれへと重心を移動させていた（山田2013）。それら各承認原理間の闘争を描き、その先に諸原理の統合の在り方を展望することもできるのではないだろうか。

第3に、本章において教育機会確保法の法制化運動は「法的な次元における承認をめぐる闘争」として位置づけられている。運動が「学校外の学

び」の法的公認を主眼に据えたものであったことは確かだが、運動の主導者の一人である奥地圭子氏の著書(2015)にも表れているとおり、フリースクール関係者の言説においては、議論の拙速さや見込みの甘さを危惧する反対派の言説に対して、たびたび有力政治家やリベラル派文部官僚に対する個人的信頼が反論の根拠として持ち出されてきたし、法制化はこれまで三十年にわたって積み上げられてきたフリースクール実践の集大成的事業としても位置づけられていた。つまり教育機会確保法の制定をめぐる運動は、法のみならず愛や連帯の次元における「承認をめぐる闘争」でもあったと見ることはできるのではないか。

結局、教育機会確保法は法制化の過程で大幅に矮小化され、財源的裏付けも欠いた形でようやく可決されるに至ったが、にもかかわらず推進派運動当事者がポジティブな展望を維持している現状は、単なる政治的パフォーマンスのみならず法論理の外部にある愛や連帯次元での手応えによってもたらされているようにも思われる。「学校に行かない子ども」をめぐる「承認をめぐる闘争」の今後を占うにあたっては、いまだ問われざる論点の掘り起こしを行うとともに、承認をめぐる絡み合うポリティクスの分析へと踏み込むことが有益であるように思われた。

3、本章の意義

評者は本章を学校という装置の「承認をめぐる闘争」の現状を示すものとして読んだ。義務教育学校は長らく国民的共通経験の舞台として強い愛着や郷愁の対象となってきたし、上級学校への進学は明るい未来への通行手形とみなされ、体罰や教師の不祥事が隠蔽されるような事実上の治外法権すら認められてきた。現代と比べて学校に対する社会的承認がはるかに充溢していたのである。

だが、学校が近代化駆動装置として高い社会的承認を得た黄金時代はすでに過ぎ去って久しい。近代が黄昏を迎えるなかで学校教育が人々に差配してきた承認はその輝きを曇らせ、人々が学校に与える承認もまた散逸している。学校現場で頻発

する問題にせよ、慢性化した教育改革にせよ、それらは「承認をめぐる病」として立ち現れている。

だが「承認の不在」は、著者も指摘するとおり懐古主義的なバックラッシュや社会的弱者への抑圧委譲といった頹落をもたらす危険性のみならず、子どもや保護者と実質的な相互承認を取り結ぶことのできる支援システムへと公教育を再編していくための希望を萌芽的に宿すものであって、本章はそれを実現するという「困難だがやりがいのある課題」を遂行するための、いわば地図と方位磁針として用意されたものである。

評者も及ばずながら本誌前号その他で教育機会確保法に関する小論(山本2016a, 2016b)にて論点の提示と今後の展望を行ったところであり、今回本章を熟読して著者の筆致に共感するとともに、自身の認識に深まりを感じた。そもそも形成途上の政策の本質を論じることは非常に困難な仕事であって、本章はかなり早い段階でそれを行った貴重な文献として特筆されるべきものである。

本誌前号の特集「争点：多様な学び保障」では、著者にご寄稿をいただくという話もあったように記憶するが、諸事情により叶わなかったのが非常に残念である。教育機会確保法の今後の見直しの折には、ぜひ本誌に続編のご寄稿をお願いしたい。

参考文献

- 奥地圭子(2015)『フリースクールが「教育」を変える』東京シュレー出版。
- ホネット, A. (1999)「軽んじ(られ)ることの社会的ダイナミズム—ひとつの批判的社会理論の位置づけのために」情況出版編集部『フランクフルト学派の今を読む』情況出版、6-30頁。
- 本田由紀(2014)『社会を結び直す』岩波ブックレット。
- 山田哲也(2013)「心の問題から進路問題へ—「不登校」現象をめぐる再文脈化領域の変容」『ベダゴジーの社会学—バーンステイン理論とその射程』学文社、154-176頁。
- 山本宏樹(2016a)「教育機会確保法案の概要と争点：多様な学び保障の原点を求めて」『教育』2016年4月号(第843号)、57-62頁。
- 山本宏樹(2016b)「教育機会確保法案の政治社会学：情勢分析と権利保障実質化のための試論」『教育と社会研究』第26号、5-21頁。

神代健彦著

「教育学の承認論的転回？

—あるいは、アナクロニズムの甘受について—

埼玉大学 福島 賢 二

1、掘り崩された教育の規範理論の復権

「発達」や「教育的価値」という概念に代表される「戦後教育学」をポストモダン思想に依拠する言説は批判してきたが、より深刻な問題は「戦後教育学という旧来の教育の規範理論を掘り崩した新しい思想潮流は、新たな政治と教育の現実を前に、それ自体としては新たな教育と教育学を生み出すことはなかった」ということである。「我々はなんのために教育をするのか。そしてその『なんのために』は、どのようにして見出され、またいかにしてその正当性を証明するのか」。掘り崩された教育の規範理論をどう復権するのか、こうした課題意識のもとで本論文は書かれている。

2、本論文の概要

「1 はじめに」では、論文の問題意識及び課題設定がなされている。

「2 教育学の承認論的転回？」では、承認概念について、愛・法・連帯という三つの形式を説明したうえで、この三形式を満たす教育実践の姿について提示される。そのうえで承認を問う背景には、「道徳的不正」の事実性に留意する必要があることが指摘され、主体に生じた「道徳的不正」の経験の事実と、実践的な知の営みを大切にしてきた戦後教育学の議論との重なりあいについて示唆される。

「3 アナクロニズムについて」では、戦後教育学を構築した代表として勝田守一の、とりわけ実践に根ざした理論が紹介される。この「実践に根ざす」という視点から抽出される「子どもと子どもをとりまく社会の矛盾やその本質的なしくみ」という点が、ホネットのいう「社会的なもの病理」と「無理なく重なる」と筆者は分析する。そしてホネットと勝田の理論における規範は、「規範の歴史性」という点で共通する性質をもつと診

断される。この理解のうえで勝田の提唱した「教育的価値」と呼ばれるものが、「世界に対して外的・超越的なものではなく、『歴史的』な現実の道行きのなかで漸進的に結晶してきた、経験的かつ生成的なもの」であるという点で、「ホネットの承認論における価値論的前提と親和性を持つ」という把握がなされる。

「4 承認論としての勝田教育学」では、教育的価値とは「知識の配分／制限を、あるいはそのことを介した社会的地位の分配を統制する概念」であり、それは「教育の分配的正義」として説明される。そのうえで勝田の教育学には「承認論の結合を彼の方から可能にするような、愛、法、連帯の承認への感受性が埋め込まれている」と把握され、「ホネットの承認論と勝田教育学の接合は、牽強付会なものではなく、むしろ前者を媒介にして、後者の内発的な承認論的転回の可能性を引き出すということに他ならない」という結論が下される。

3、本論文の意義と課題

本論文は、ポストモダン思想の影響以降、戦後教育学批判のなかで掘り崩されてきた教育の規範理論を復権しようという点で、意欲的かつ挑戦的なものである。特に筆者が問題意識として語った「旧来の教育の規範理論を掘り崩した新しい思想潮流は、新たな政治と教育の現実を前に、それ自体としては新たな教育と教育学を生み出すことはなかった」という把握は評者も同意するところであるし、新たな議論の展開が未だ十分にできていない学界の現状をみても学術的意義の高いものと評者はみている。方法論においても、現代の社会科学をいわば牽引するホネットの承認論と、半世紀前から戦後の教育学を牽引してきたが今は省みられることが少なくなっている勝田の議論との共

通性を見出そうとする設定も実に興味深い。問題意識と課題設定からみても時代的要請に適い、学術的意義も高いものである。そうであるだけに気になる点も多々あった。紙幅の都合上、ここでは2点のみ挙げることにする。

正義をめぐる議論の展開を及ぼすながらも追跡してきた評者からみると、何ゆえにホネットの承認論を援用する必要があるのか正直判然としなかったところはある。例えば「承認論を日本の教育学において受容しようとするならば、ちょうどその分だけ、ますます我々は、我々自身の足元の(教育)実践に、そしてそのなかでつねにすでに生じている『道徳的不正』の感覚に目を向けなければならない」と筆者は述べる。こうした感覚に目を向けることの必要性や重要性はよく理解できるが、具体的に誰がそのような不正の感覚をもち、また不正の感覚が正義の文脈でいかなる効果を発揮するのか、という説明にまで言及しなければ、ホネットの議論を使う意義が十分に伝わらないのではないか。

この点「道徳的不正」という概念は、「一貫して文化的にコード化されている集合的抵抗や沈黙しているとはいえ永続的な『道徳不承認』の中に具現化されている、あらゆる道徳行為の潜在力を暗黙のうちに無視せざるをえない」(「道徳意識と社会的階級支配」: 124)ものとしてハーバーマスの手続き主義的な討議倫理への批判として提起されていたはずである。それゆえ、「後期資本主義の統合的な外観の背後に隠されている」(同123)「社会的に抑圧された階層にあっては、社会集団が社会秩序を道徳的に評価し批判するときに依拠する正義の観念は…不正の感情において潜在的に見出されやすい」(同130)ということを意図してホネットは道徳的不正という概念提起をしていた。ここで「社会的に抑圧された階層」の声を拾い上げることがハーバーマスの手続き主義的な討議倫理では困難であることを見通し、その声を拾い上げる概念として「道徳的不正」をホネットが提起した点には留意したい。翻って教育実践の文脈において、誰が、どのような構造のもとで抑圧され、その抑圧されたものの声を拾い上げるために、ホ

ネットの概念が既存の正義論とどう違い、どのような点で有効性があるのか。こうした説明があると、ホネットを援用する意義がよく伝わってくるようにも思う。

ホネットと勝田の議論の共通性についての分析も少し立ち入った検討がほしいところである。確かにホネットと勝田の議論は共通しているようにみえるところはある。例えば、間主体的なホネットの現象学的アプローチは、実践に根ざす教育学の構築を主張する勝田のアプローチと重なるようにもみえる。この洞察から筆者は「教育実践という通路を介してそれを為すという、固有のかたちを要請している」勝田教育学と、「『道徳的不正』の感覚に、目を向け」、「社会的現実¹に埋め込まれた実践に根ざすことの強調」という意味での、ホネットの承認論との共通性が導かれると語るが、間主体的なアプローチをホネットがとる背景には、「事実」を構成的に導出することに対する明確な意図があったはずであり、そうした点を勝田が意識して実践構想をしていたかどうかは未知であり、その点では立ち入った分析が欲しいところである。

とはいえ、ドイツ観念論、英米圏のリベラル＝コミュニタリアン論争、フェミニズム理論、ポストモダン理論の受容と、それへの応答を含めた広範な射程をもつホネットの議論の全体像を踏まえ、たったひとつの論文で教育学に援用することは到底不可能ともいえる。筆者もこの点を自覚して、「ホネットの承認論を、日本の教育学において受容すること、もっとも、この小論でそれを完遂するのは無理だろうから、そのごく控えめなスケッチ」をすることに目的を留めていた。その点でいえば、目的は十分に達している論文であると思う。教育学における価値規範の空白を、承認という概念によって埋めるという筆者の課題意識は、学界にとって大変意義があることだと思うので、ぜひこの未完の事業を今後も継続し完成させてほしいと考える。

中澤篤史著

『障害者政策における承認

—当事者主義の台頭と障害肯定論の広がりを踏まえて—

一橋大学大学院博士後期課程 原 田 玄 機

本論文は、20世紀の障害者政策・専門家の取り組みをパターンナリスティックな介入であったと総括したうえで、従来の介入に対する障害者による批判、批判に対する専門家の応答を踏まえ、「ニーズ」という概念を軸に、パターンリズムへの批判を越えた障害への向き合い方を考え直し、「再分配モデルと社会的投資パラダイムを超えた、承認パラダイムにもとづいた障害者政策のあり方」(250)を展望するものである。ここでは、本論文を要約したうえで、その意義と、評者の疑問点をいくつか述べることにしたい。

著者によれば、パターンリズムへの批判は、1970年代以降の障害者解放運動や1980年代以降の自立生活運動といった当事者主義の台頭と、1990年代以降に障害を個性・文化と見なす議論を展開した障害肯定論の広がりにまとめられる。

このようなパターンリズム批判に対して、リハビリテーションや教育の専門家らは、障害当事者の自己決定権を承認しつつ、障害者と協働することを目指した。しかし、障害をあくまで解決すべき「問題」と把握する姿勢や専門職性それ自体は否定しなかったため、障害を個性・文化と見なす障害肯定論には反論した。

一方、障害当事者も、介入を全否定しているわけではない。だとすれば、パターンリズム批判を越えた介入が考えられてしかるべきであり、本論文の後半部では、「必要=ニーズを満たすための介入」という形式の可能性が考察されている。リハビリテーション医学と福祉社会論で異同があるものの、ニーズ概念は、社会的な概念であるという点が指摘されたうえで、最後に、福祉社会論におけるニーズ概念の課題が大きく分けて2つ提起されている。

第1に、実践レベルにおいて、「承認ニーズ」を誰がどう確定するかという問題である。解決法

の例として、従来、高齢者などと手を組んで数の力で認めさせることが考えられているが、専門家を含め直すといったことも考えられるだろうとされている。

第2に、原理的レベルにおいて、障害者支援を受ける正当性はどこにあるのか、という問題である。ここでは、正当化の方策として3つの可能性が述べられる。第1に障害の有無にかかわらず生存・生活を平等に保障しようとする人権思想である。ただしこの場合、背後にある、障害者と非障害者は同じ、同じになれる、同じになるべきという仮定・規範の基礎づけや、「できないこと」があるという事実をどう考えるかが問題となる。第2に、「明日はわが身」だから支援するという相互保障論の立場である。ただし、近年ではリスクの偏在が明らかになっている領域もあり、こうした場合も含めた基礎づけはどうなるかという問題がある。第3に、イギリス障害学のように、障害概念と資本主義の関係から社会責任論を構築する立場がある。この場合、社会が障害を生み出す仕組みを明らかにする必要がある、社会科学的アプローチからの障害研究の蓄積が重要となるだろうと指摘されている。

以上のように要約したうえで、本論文の意義は、少なくとも2つ挙げられるだろう。まず、従来の社会科学的な障害者研究では、論者の立場の違いによって、かなり異なる議論がなされてきた。そのため、例えば、障害者福祉論の教科書で書かれていることと、障害学のテキストで書かれていることの関係性がわからず、初学者が混乱するということもあっただろう。これに対して、本論文は、そうした違いを俯瞰して、論点提示を行ったものと言え、今後の障害者研究の見通しをよくしたと言えるだろう。

さらに、「なぜ障害者のニーズは満たされるべ

きなのか」という原理的な問いかけも重要である。障害者研究の論者は、ともすると障害者に対する支援の提供は当然なされるべきものと考えて議論を展開しがちである。根拠を示そうとする場合も、本論文で言う人権思想や相互保障論を示して、事足りりとする場合がほとんどであるように思われる。しかし、本論文ではこうした議論で不足している点が的確に指摘されている。

ただ、こうした意義を認めたいうえで、ここでは2点ほど課題を提起したい。まず第1に、本論文は、どのような意味で障害者政策に関する論文だったのか、という点である。本論文の構成は、「障害にどう向き合うか」という問いから出発して、最終的に障害者政策のあり方を展望するものであったが、障害への向き合い方と障害者政策はイコールではない。実は、障害者研究の中でも政策研究は未成熟な領域であることから、どのような研究が障害者政策研究たりうるかが明確に示されたならば、今後続く理論的・経験的研究にとってさらに意義深いものとなったものと思われる。

第2に、障害者政策とニーズの関係に関してである。個々の障害者にニーズが認められることと、障害者集団のニーズが認められることの間には差があると思われるが、本論文では、両者を区別して論じてはいなかった。たとえば、本論文で取り上げられた障害文化を論じる場合や、必ずしも集合的にはニーズとして判定されにくいものの、個別には切実な問題が存在している場合には、両者を区別した方が有益でありうる。とりわけ、集合的なニーズと個別のニーズのずれを考えるとときにこそ、本書全体を貫く「承認」の問題が決定的な問題として立ち現れるとも考えられる。

とはいえ、上記の課題を措いても意義深い論文であると同時に、こうした点は、評者も含めた読み手に課された課題なのだとも言えるだろう。

湯川やよい著

「承認の臨界を考える

—あるペドファイル（小児性愛者）男性の語りから—」

一橋大学大学院博士後期課程 横山 陸

個人の承認が棄損される経験が「承認をめぐる闘争」の端緒となるのであれば、そうした複数の人びとの承認要求が相互に対立・矛盾することが想定される。例えば移民や外国人の排斥を唱える排外主義運動や、フェミニズムの「行き過ぎ」を主張するバックラッシュは、果たして「承認をめぐる闘争」の一つとして把握されるべきなのだろうか。承認論を実際の政策に応用する際にどのような矛盾や限界が生じるのか、という点は検討されなければならない論点である。

こうした論点のうち、本章においては、承認されるべき要求と承認されざるべき要求とはどのように峻別され得るのかという問題——「承認の臨界をめぐる問い」と呼びうる問題領域——について、ペドファイル（小児性愛者）というセクシュアリティを事例として検討を行っている。具体的には、一人の当事者男性（Kさん）の語りの中から、承認の臨界をめぐる新たな線引きの可能性を模索している。

ペドファイルというセクシュアリティは——例えば西洋における同性愛がかつてそうであったように——病理化ないしは犯罪化されている。しかし、こうした見方はペドファイルとセックス・オフエンダー（性的加害を実行した触法者）とを同一視する誤謬であり、上野千鶴子が「性欲と性行為と性関係とは、厳密に区別されなければならない」（上野 2010: 75、傍点原著）と述べる通り、こうした思い込みを相対化した上で、ペドファイルのセクシュアリティそのものに向き合う議論が近年では生まれつつある。ここに、社会の中で守られるべき子どもの安全と、不可視化=排除されてきたペドファイルの欲望の承認という課題とが、いかにして調整され得るのかという問いが生まれることになる。

Kさんの語りは、レズビアン/ゲイ・スタディ

ーズにおける当事者言説と多くの点で重なりつつも、それとは決定的に異なる、ペドファイルに固有のジレンマを抱えている。なぜならば成人・子ども間には絶対的な関係の非対称性が存在しているためであり、Kさんはその非対称性を認め、また自らが性的加害を実行してしまう可能性までもを認めた上で、「絶対に信用できない大人」として子どもに関わることで、子どもの承認とペドファイルの承認を非競合的に実現することを模索しているのだという。

ここで興味深いのは、Kさんの語りにおいて、既存の当事者団体の多くが立脚している「平均的な大人/ペドファイルの大人」——すなわち「非当事者/当事者」——という図式が、「あらゆる大人/あらゆる子ども」という図式によって置換され、脱構築されている点である。社会の支配的なルールをつくる大人たちは、ペドファイルであろうとなかろうと、自らの欲望を実行することによって子どもの主体性を奪い、その力を濫用する可能性を持っている。ここでペドファイルの承認という問題は、子どもの尊厳を侵害しかねないあらゆる大人の問題として読み替えられることになる。この理路はまさにクィア・スタディーズにおいて、例えばイヴ・セジウィックの提唱した「ホモソーシャリティ」概念によって「異性愛者/同性愛者」という図式が問い直されていったことを彷彿とさせる¹⁾。序章（田中論文）において述べられている通り、承認論の一つの意義が——同質的な文化や既存の価値基準を前提とした人びとの社会への「包摂」ではなく——既存の価値や文化を問いなおす「闘争」を重視する点にあるのであれば、既存の枠組みを攪乱的に問い直すKさんの語りは、承認の臨界を実践的に問い直すものであると理解できるだろう。ペドファイルの承認という問題を、当事者性の枠組みに依拠したアイデン

ティティの政治に求めるのではなく、成人 - 子ども間の非対称な関係性の問題一般へと開いていくとするこの主張は、子どもの権利や〈教える - 教えられる〉関係をめぐる教育研究に対してもし唆を与え得るかもしれない。

他方で、非触法ペドファイルの承認を考える上で積み残された課題もまたいくつか指摘できる。まず、インターネット上において実名でカミングアウトをした上で自らの主張を展開するKさんの語りからペドファイル一般の問題を考えることには限界が伴うであろう。例えば成人向けロリータ漫画雑誌「COMIC LO」(茜新社)の著名なキャッチコピー「YES! ロリータ NO! タッチ」に象徴されるように、欲望を実行することからは離れて、空想の中で欲望を充足させるような態度が日本社会においては主流であり、Kさんのような主張は決して一般的ではないように思われる。ペドファイルの承認をめぐる可能性は、多様な社会的文脈を考慮しながら模索していく必要があるだろう。

また、この問題を考える上で決して無視することの出来ない論点として、児童ポルノの問題が挙げられる。ポルノグラフィの法的規制をめぐる問題はフェミニズム内部においてもとりわけ論争的なテーマのひとつであるが、児童ポルノをめぐるのは、例えば2010年の「東京都青少年の健全な育成に関する条例改正案」において問題化された、「非実在青少年」、すなわち架空のキャラクターを用いた児童ポルノにかんする議論をどう捉えるべきだろうか。こうした空想上のポルノ表現においては、直接的に被害を受けた子どもが実在するわけではないようにも思える。しかし「ポルノは理論、レイプは実践」という定式に象徴されるように、ポルノ表現と実際の性暴力の因果関係を強調し、ポルノ規制を求める論者は多い。「欲望を持つことと、欲望を実行に移すことの違いには、千里の径庭がある」(上野 2010: 79) のは確かだが、こうしたポルノの問題は、ペドファイルの承認を考える上で無視できない論点である²⁾。

とはいえ目下のところ蓄積の極めて浅いペドファイルという対象について、本論文が差し出す知見は極めて重要であろう。昨今のLGBTムーブメ

ントの中でセクシュアルマイノリティの承認が日本社会においても急速に進みつつあるように見える現在、承認の臨界事例としての非触法ペドファイルが提起する問題は、継続して考え続けるべきものであることは間違いない。

註

- 1) 「ホモソーシャルリティ」とは、「男性中心的な社会のルールを維持するために、女性差別・男性同性愛差別を伴いつつ形成される、異性愛男性同士の関係性」(森山 2017: 145) を指し示す概念であり、セジウィックはこの「男同士の絆」を表す概念によってホモソーシャルな欲望とホモセクシュアルな欲望との連続性を暴き出した。クィア・スタディーズはこうした概念によって、従来の同性愛者解放運動が採用してきた、同性愛者としてのアイデンティティを確立し、その社会的承認を求めていく戦略を批判的に問い直してきた。
- 2) 評者自身はポルノの法的規制には慎重になるべきと基本的には考える。しかし以下の引用は、評者のそうした考え方の足元を激しく揺さぶる。

いったい、この2つ(註：性暴力的な美術館展示と反韓デモのプラカード)のあいだには、どんな根本的な違いがあるのだろうか？ 会田誠の絵は単なる絵であって、実際の少女が四肢切断されているわけではないという主張はよく耳にする。だが、在特会デモで掲げられたプラカードも単なる言葉であって、実際に韓国人が殺されたわけではない。実際の少女が使われていないという理由で森美術館の展示が正当化しうのなら、実際の韓国人が使われていないという理由で在特会デモも正当化されうだろう。(中略) いったい何が違うのか？ なぜ一方は軽蔑と糾弾の対象となり、なぜ他方は賞賛と、あるいはせいぜい無関心の対象なのか？ (森田 2013: 66)

これは2012年末から森美術館で開催された「会田誠展」における性暴力的展示と、同時期に行われた在特会の反韓デモを見比べながら投げかけられた問いかけである。この問いをどのように受け止めるべきなのだろうか？ 「承認の臨界」を考える上で、この問いは極めて示唆に富んでいるように思われる。

参考文献

- 森田成也 2013「在特会デモと会田誠展とのあいだ」ポル
ノ被害と性暴力を考える会編『森美術館問題と性暴力
表現』不磨書房: 64-70.
- 森山至貴 2017『LGBTを読みとく ——クィア・スタデ
ィーズ入門』筑摩書房.
- 上野千鶴子 2010『女ぎらい ——ニッポンのミソジニー』
紀伊國屋書店.